

貴社を労務管理リスクから開放します

編集・発行 社会保険労務士 山下事務所 〒815-0071 福岡市南区平和2-23-2 (毎月1回 10日頃発行) ※この記事はHPでダウンロード出来ます。



所長の山下隆二です。3月は卒業のシーズンです。町や観光地に若者の姿が目につくところでしょう。円高で海外へ赴く人も増えるでしょうが、このご時勢ですから・・・ 今月お伝えするテーマは、右記の通りです。貴社の労務管理にお役立て下さい。

＜今月号の内容＞

- ◆雇用調整助成金／中小企業緊急雇用安定助成金 更に拡充
- ◆その他の助成金
- ◆失業率4.1% 働いている人95.9%

◆雇用調整助成金／中小企業緊急雇用安定助成金◆

★前回もお伝えしましたが、[雇用調整助成金](#)と[中小企業緊急雇用安定助成金](#)。

対象労働者の範囲拡大等が続いていますが、ますます厳しさが増している雇用失業の状況にいつその確に対応するため、更に助成率の引き上げや指標の緩和などを図ることになりました。

雇用調整助成金	中小企業緊急雇用安定助成金
<b>雇用保険の適用事業の事業主が対象</b> <b>【主要な要件】</b> ① <u>最近3ヶ月間の売上高または生産量が、その直前3ヶ月間または前年同期比で5%以上減少していること</u> (大型倒産などの場合は、要件が異なる) ② 従業員の全一日の休業または事業所全員一斉の短時間休業を行うこと(当面は、個人ごとに1時間以上行われる休業も助成の対象となる) ③ 3ヶ月以上1年以内の出向を行うこと	<b>雇用保険の適用事業の中小企業事業主が対象</b> <b>【主要な要件】</b> ① 次のいずれに該当すること a) <u>最近3ヶ月の売上高または生産量が、その直前3ヶ月または前年同期比で減少していること</u> b) 前期決算などの経常利益が赤字であること(ただし、aの減少が5%以上である場合は不要) ② 同左 ③ 同左
<b>【支給額】</b> ● 休業など…休業手当相当額の2/3 支給限度日数: 3年間で300日 (最初の1年間で200日分まで) ※教育訓練を行う場合は上記の金額に1人1日1,200円を加算 ● 出向…出向元で負担した賃金の2/3	<b>【支給額】</b> ● 休業など…休業手当相当額の4/5 支給限度日数: 3年間で300日 (最初の1年間で200日分まで) ※教育訓練を行う場合は上記の金額に1人1日6,000円を加算 ● 出向…出向元で負担した賃金の4/5

注1) 休業や教育訓練、出向は、「雇用保険の被保険者(被保険者期間は問わない)」か「被保険者以外の人で6ヶ月以上雇用されている人(週の所定労働時間が20時間以上の人に限る)」を対象として実施したものに限りです。

注2) 中小企業緊急雇用安定助成金が支給される場合には、雇用調整助成金は支給されません。

◆その他の助成金◆

<b>＜離職者住居支援給付金＞</b> やむを得ず派遣労働者や有期契約労働者の雇用契約の中途解除や雇い止め等を行った際に、 <b>離職後も引き続き住居を無償で提供する</b> か <b>住居に係る費用の負担</b> をした事業主に、 <b>対象労働者1名につき1ヶ月あたり4万円、5万円、6万円のいずれか</b> (地域によって異なる。東京都では6万円)が支給されます。 平成20年12月9日に遡って適用。	<b>＜若年者等正規雇用化特別奨励金＞</b> <b>年長フリーター等または採用内定を取り消されて就職先が未決定の新規学校卒業者をハローワークからの紹介等により正規雇用する事業主に、中小企業では100万円、大企業では50万円が3回に分けて支給されます。</b> 平成21年2月6日以降の雇入れ、同日以降のトライアル終了後の常用雇用等が対象。	<b>＜派遣労働者雇用安定化特別奨励金＞</b> 6ヶ月を超える期間 <b>継続して労働者派遣を受け入れていた業務に、派遣労働者を無期または6ヶ月以上の有期(更新有の場合に限る)で、労働者派遣の期間が終了する前に雇い入れた事業主に、奨励金が支給</b> されます。例えば、期間の定めのない労働契約で雇い入れ、定着させた <b>中小企業事業主には100万円が3回に分けて支給</b> されます。 平成21年2月6日以降の雇入れが対象。
---	--	--

◆会社の都合で休業を行った場合、労働基準法第26条では「平均賃金の60%に相当する賃金を払え。」と規定されています。例えば、月給30万円の人が1ヶ月休業すると、18万円(30万×60%)の賃金支払義務が生じます。

ノーワークノーペイの原則からすると疑問符が付くのですが、法令で定められている以上、最低限守らなければならない支払いです。

◆働いていない社員に対して、「12万円“も”負担が減った、18万円“も”負担しなければならぬ。」という二面性がありますが、仮に後者であれば、この助成金を利用することによって、更に、負担を軽減させることができます。

[例] 月給30万円、休業200日、60%の休業手当支払  
300,000円÷30日=10,000円(日給)  
10,000円×60%×4/5=4,800円  
4,800円×200日=960,000円 ←助成金の額

#### 助成金を使わなかった場合

人件費: 10,000円×200日=2,000,000円  
休業手当: 6,000円×200日=1,200,000円

人件費負担額: 1,200,000円  
人件費削減額: 800,000円

#### 助成金を使った場合

人件費: 10,000円×200日=2,000,000円  
休業手当: 6,000円×200日=1,200,000円  
助成金: 4,800円×200日= 960,000円

人件費負担額: 240,000円  
人件費削減額: 1,760,000円

#### 同様の社員20人の場合

⇒ 35,200,000円の削減  
⇒ 助成金額は19,200,000円

◆「削減」という表現は、人件費に関しては好ましいものではありません。休業しないに越したことはないです。しかし、この助成金の申請は急増しています。福岡の助成金センターも大混雑です。あのトヨタの系列会社ですら申請を予定しています。背に腹は変えられないのであれば、利用することを考えてしかるべきでしょう。

#### ◆失業率4.1% 働いている人95.9%◆

◆平成21年1月の完全失業率は4.1%です。12月よりは少々改善しているものの、国は何とか雇い続けてもらおうと、助成金を用意して企業を後押ししています。平成不況と言われた時代は、6%近くまでになったと記憶しています。それに比べればまだまだ...

◆日本という国は、「働いて賃金をもらって生きて行け。」という国です。だからこそ、国は完全雇用を目指した雇用政策を立てるのですが、セーフティーネット(安全網)が全く機能していない現実があります。そこは国に任せるとして、4.1%の失業者がいるということは、裏を返せば95.9%の雇用は維持できている、言い換えれば働いているわけです。

◆95.9%の人達の中には、皆さん方の会社の社員も含まれています。「不況だから。」ということで、致し方なく休業や労働条件の引き下げを行うこともあるでしょう。

◆しかし、「不況だから仕方がない、我慢を。」と言うだけでは、今は我慢したとしても、景気が良くなって売り手市場にでもなれば、会社を見切ってしまうことだってあります。

◆不測の事態を乗り切るには、会社と社員との信頼関係が鍵を握ります。今こそ、会社のメッセージを伝える時です。

◆戦略(中期計画)を立て、戦術(短期の作戦)を実戦し、市場のニーズに速やかに対応できる組織(儲かる組織)を改変し、前を向いて仕事をしていかなければなりません。

◆社員も、不平不満を募らせるだけでは乗り切ることはできません。

「今やらねばならないことは〇〇。だからあなた方の力が必要なんだ。」この一言で社員は奮い立つことができるのです。

#### ＜お仕事カレンダー＞

3/10...一括有期事業開始届(建設業)  
...2月分の源泉所得税・住民税特別徴収税額の納付  
3/15...所得税・贈与税の確定申告納期限  
3/31...2月分健康保険料・厚生年金保険料の納付  
...労働者死傷病報告書の提出(休業4日未満)  
...有期事業概算保険料延納額(4月～8月分)の支払  
...1月決算法人の確定申告・7月決算法人の中間申告  
...4・7・10月決算法人の消費税の中間申告

RNEWSに関するお問い合わせは下記まで

## 社会保険労務士 山下事務所

〒815-0071 福岡市南区平和2-23-2

Phone 092-982-2595 Fax 092-523-1836

E-Mail : [office-sry@sr-yamashita.com](mailto:office-sry@sr-yamashita.com)

ホームページ : <http://sr-yamashita.com>

#### 【業務案内】

★就業規則の作成変更	★401k導入支援
★人事賃金制度の構築	★セミナー／講演
★管理者研修の実施	★各種助成金の申請
★退職金制度の構築	★労働／社会保険手続

事務所は不在がちです。ご連絡は、お電話もしくはE-mailでお願い致します。